

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

対象税目：所得税、法人税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）
 ○中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。

当該措置の政策体系における位置づけ
 ○7. 中小企業の発展
 （経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度） https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf）

② 現行制度の概要
 根拠条文：租税特別措置法第10条の5の3、租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2
 創設年度：平成29年度
 適用期限：令和9年3月末
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：無】
 ※中小企業庁「中小企業実態基本調査」等で決算（売上高、営業費用、資産及び負債・純資産等）、企業全体の事業別売上高割合、設備投資の状況等を調査。

○中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金の額等が3,000万円超の法人は7%）の選択適用を認める措置。

○売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、建物を新增設した場合における建物及びその附属設備については、雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、取得価額の15%の特別償却又は1%の税額控除、5.0%以上増加した場合、取得価額の25%の特別償却又は2%の税額控除の選択適用を認める。

減収額	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	金額（億円）	914	892	857	858	-		

（出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より推計

③ アクティビティ
 ○我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実業性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の実業活動の活性化を図る。

○中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象として、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（資本金の額等が3,000万円以下の中小企業者等に限り）が可能。

○本措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア、建物及びその附属設備）を取得する場合に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。

④ アウトプット	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	件数	23,919	22,569	21,178	20,558	-		
	適用額（億円）	特別償却：4,885 税額控除：115	特別償却：5,005 税額控除：120	特別償却：4,810 税額控除：131	特別償却：4,792 税額控除：138	-		

（出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

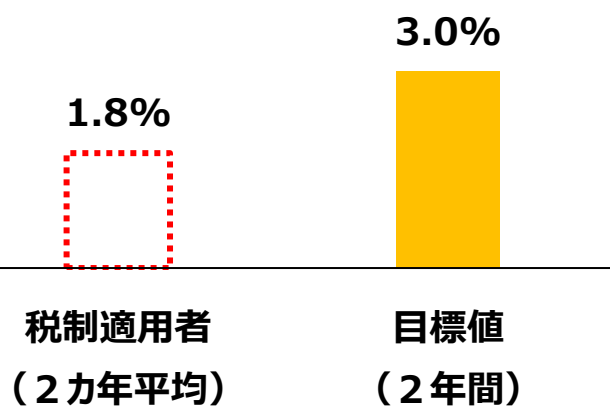
○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○本措置で中小企業者等による生産性の高い設備投資を促進し、税制適用者の資本生産性を向上させる。
⑤ 短期アウトカム	○資本生産性の向上（税制適用者のみ） 指標：資本生産性 目標値：税制適用の直前期（令和6年度）と比較して3.0%向上 対象期間：令和7年度から2年間
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○中小企業者等の資本装備率及び資本生産性を高め、労働生産性を向上させる。（資本装備率×資本生産性＝労働生産性）
⑥ 中期アウトカム	○労働生産性の向上（中小企業者等全体を対象） 指標：中小企業者等全体の労働生産性 目標値：直前期（令和7年度）と比較して9.0%向上 対象期間：令和8年度から3年間
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○中小企業者等の資本装備率及び資本生産性を高め、労働生産性を向上させる。（資本装備率×資本生産性＝労働生産性）
⑦ 長期アウトカム	○労働生産性の向上（中小企業者等全体を対象） 指標：中小企業者等全体の労働生産性 目標値：直前期（令和7年度）と比較して15.0%向上 対象期間：令和8年度から5年間

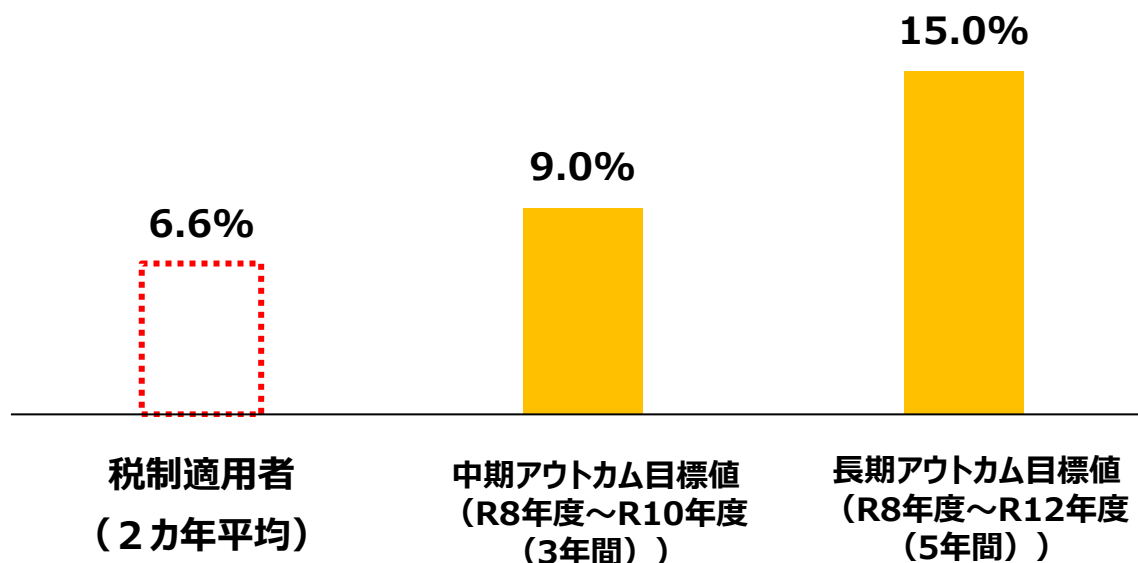
分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
中小企業庁「中小企業実態基本調査」	中小企業者等のうち税制適用者を対象に資本生産性を分析するため。

●分析手法：本措置の適用事業者と非適用事業者の資本生産性の伸び率を比較
 選定理由：同程度の売上高である中小企業のうち、設備投資を実施した際に本措置の適用を受けた事業者と非適用だった事業者の資本生産性の差を比較することで、本措置の政策効果を推定することが可能なため。

資本生産性の達成状況 (短期アウトカム)



労働生産性の達成状況 (中期・長期アウトカム)



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

※ 1 資本生産性 = 付加価値額 / 有形固定資産

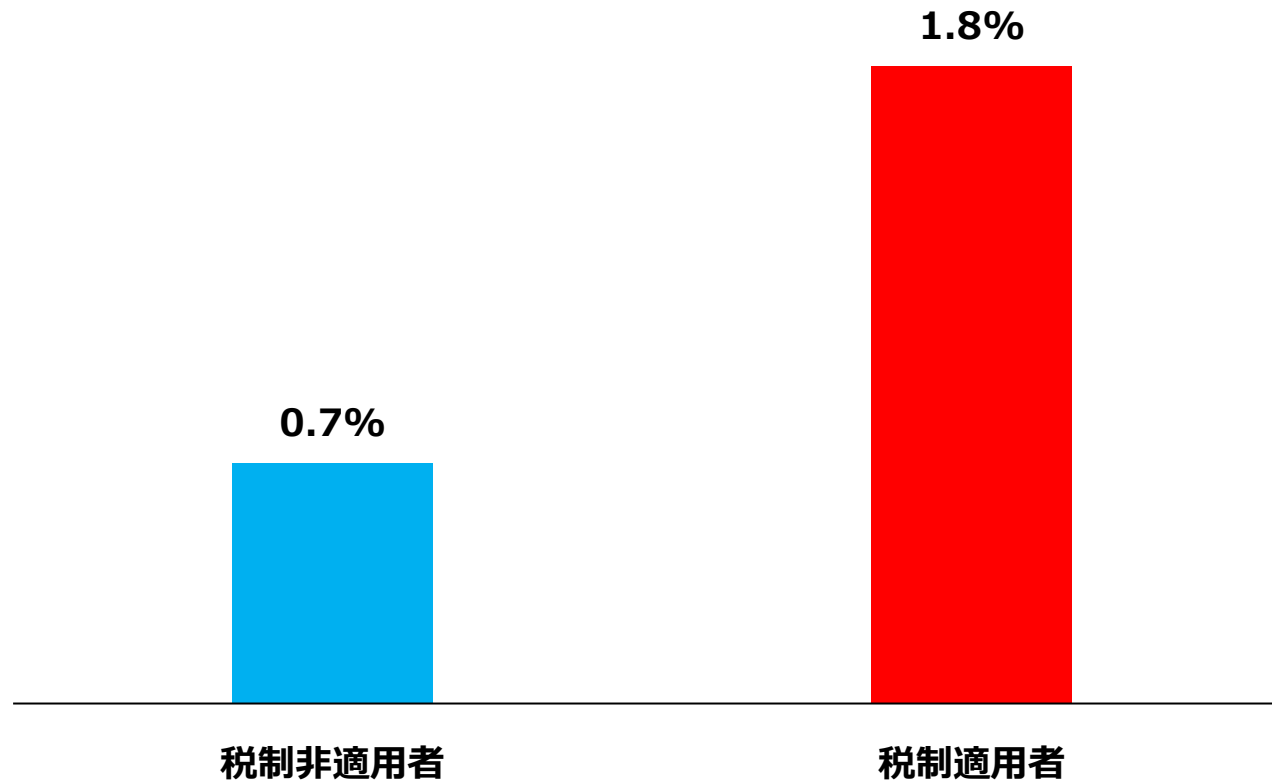
※ 2 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 支払利息等 + 賃借費 + 租税公課

※ 3 労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数

※ 4 資本生産性の向上率は、令和 5 年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和 4 年度の向上率を算出して、その 2 カ年平均としている。(令和 5 年度 : N=217、令和 4 年度 : N=256)

※ 5 労働生産性の向上率は※ 4 の資本生産性の向上率と同様の方法で算出している。(令和 5 年度 : N=216、令和 4 年度 : N=255)

税制適用者と税制非適用者における 資本生産性の向上率



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

- ※ 1 資本生産性 = 付加価値額 / 有形固定資産
- ※ 2 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 支払利息等 + 賃借費 + 租税公課
- ※ 3 税制適用者は、令和 5 年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和 4 年度の向上率を算出して、その 2 カ年平均としている。(令和 5 年度 : N=217、令和 4 年度 : N=256)
- ※ 4 税制非適用者は、令和 5 年度に中小企業経営強化税制を適用した者の売上高の第 1 四分位数と第 3 四分位数を算出し、その第 1 四分位数と第 3 四分位数の間の売上高レンジに属する企業群のうち、令和 5 年度に設備投資を実施し、且つ税制を適用しなかった者と仮定して、その資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出している。(N=1,171)

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○今般新たに目標値（令和7年度から2年間で資本生産性3.0%向上）を策定。	○今般新たに中小企業庁KPIの目標値（令和8年度から3年間で労働生産性9.0%向上）を策定。	○今般新たに中小企業庁KPIの目標値（令和8年度から5年間で労働生産性15.0%向上）を策定。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○税制適用者の資本生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で1.8%向上している状況。	○税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で6.6%向上している状況。なお、第44回中小企業政策審議会（令和6年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。	○税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で6.6%向上している状況。なお、第44回中小企業政策審議会（令和6年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。

③ 政策効果等	○同程度の設備投資を実施した中小企業の、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均での資本生産性の伸び率を算出し、税制適用者と非適用者を比較すると、税制適用者は1.8%向上していたのに対し、非適用者は0.7%に留まった。税制適用者の資本生産性は、非適用者よりも高くなっており、一定効果があった。		
---------	--	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）等を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされており、政策目的を達成するためには税制により措置することが妥当である。		
---------------------------	---	--	--

⑤ 見直しの方向性	○中小企業の付加価値労働生産性の成長率目標を、令和8年度から3年で9%向上、5年で15%向上とすべく、5年間で重点期間と位置づけ中小企業関連税制の政策効果を高める観点からメリハリつけた見直しを行い、政策効果の高いものについては抜本的に強化していく。		
-----------	--	--	--

主担当部局 : 中小企業庁 事業環境部 財務課
 共管担当部局 : 中小企業庁 経営支援部 支援課、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課、総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ、国土交通省物流・自動車局自動車整備課